

平成26年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計予算

平成26年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成26年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 国庫支出金		千円 10,725
	5 国庫補助金	10,725
10 繰入金		40,175
	5 繰入金	40,175
25 市債		7,800
	5 市債	7,800
歳入合計		58,700

歳 出

款	項	金 額
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地 区画整理事業費		千円 58,700
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理事業費	58,700
歳 出 合 計		58,700

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理事業債	千円 7,800	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成26年度 ただし、事 業の進捗等 により翌年度 以降に繰越して 借り入れるこ とができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率とする。	政府資金について は、その融資条件に より、銀行その他の 場合には、その債権 者と協定するところ による。 ただし、市財政の 都合により繰上償還 又は償還期限の短縮 若しくは本議決の範 囲内で未償還額を借 換えすることができる。